

IFRS 第3号、IAS 第27号、IAS 第37号、IAS 第19号修正公開草案に対する コメント案の概要

IFRS 第3号「企業結合」修正案、IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」修正案に対する コメント案の概要

1. 総論

(1) 親会社説(IAS 第27号 - 質問1)

- 連結財務諸表作成の基本的考え方として、親会社説と経済的単一体説のいずれを採用すべきかが議論されているが、我々のコメントは、連結財務諸表の作成目的が親会社株主に帰属する持分変動額(株主との直接的取引による部分を除く)としての純利益を報告することであるという親会社説に基づいている。
- 我々は、非支配持分が負債の定義を満たさないことから、資本の部において表示することには同意するが、親会社株主持分と非支配持分持分とを同質のものとは考えていない。親会社説と経済的単一体説のいずれを採用すべきかについての十分な検討をせずに、親会社株主持分と非支配持分とを同質に取り扱う結論を出すのは妥当ではないと考える。
- 親会社株主持分と非支配持分とを同質に取り扱うことにより、支配が喪失されない、支配獲得後の子会社に対する所有持分の変動を資本取引として会計処理する提案に同意しない。

(2) 段階取得による支配の獲得及び支配の喪失を伴う親会社持分の減少(IFRS 第3号修正案 - 質問10及びIAS 第27号修正案 - 質問2)

- 親会社の所有持分の変動によって支配獲得又は喪失日において、非支配持分投資を公正価値で再測定することは妥当ではないと考える。なぜなら、我々は、子会社から関連会社に、又はその逆の場合、投資が継続し、投資の性質は変わらないと考えており、また、子会社株式と関連会社株式の評価方法である、連結法と持分法は、親会社株主に帰属する純利益と純資産に与える影響が同じであるからである。
- 今回の提案によると、段階取得によって、関連会社株式から子会社株式になる場合、支配の獲得によって投資の性質が大きく変わることを理由として、以前に持分法で評価していた関連会社株式が公正価値で再測定されるが、支配獲得以前に公正価値による評価を行わずに持分法を適用していた意義が見出されない。

(3) 全部のれん方式及び公正価値測定の指針(IFRS 第3号修正案 - 質問3及び質問4)

- 非支配持分に属するのれんを含めた全部のれん方式に反対であり、現行のIFRS 第3

号の、のれんについて親会社部分だけ認識する購入のれんアプローチに賛成する。

- 非支配持分に属するのれんは、自己創設のれんであり、自己創設のれんの計上は認められるべきではないと考える。
- 全部のれん方式において、実際の取引から生じていないにもかかわらず、非支配持分に帰属するのれんを計上するのは擬制的である。親会社に帰属するのれんを計上するのは、それが企業結合に際しての投資原価の一部であるからであるが、非支配持分に帰属するのれんを計上しないのは、それは取得企業が拠出した額ではないからである。
- のれんは、他の資産とは本質的に異なり、独立した存在ではなく、識別可能な無形資産を認識した後の、全体としての事業価値の構成要素である。さらに、のれんは、対価の公正価値と識別可能な純資産の公正価値の持分割合との差額概念である。したがって、取得企業が被取得企業の100%未満の持分証券を取得する場合、識別可能な資産及び負債のすべてを認識するが、のれんの一部しか認識されないというのは会計上の不整合とはいえないと考える。

(4) 企業結合の性質

- 審議会は、企業結合における会計処理の測定目的が企業結合で発生した原価ではなく、取得日における被取得企業の公正価値でなければならないと決定しているが、この決定は、取得する資産が金融商品である場合には、取得日における公正価値を示すという点で意味があるが、取得する資産が事業用資産の場合には意味がない。今回の提案は、概して、企業結合を金融投資に類似したものとして捉えられているように見受けられる。
- 我々は、企業結合を事業投資の一種として捉えており、段階取得の場合、支配を獲得するまでに至る個々の取得取引が1つの「会計単位」を構成するとみなして、取得原価を累積するものとする。取得法においては、企業結合は、取得日における公正価値ではなく、累積原価で測定・認識し、次に取得日時点での公正価値に基づいて取得した資産及び引き受けた負債に取得原価を配分するものとする。企業結合を事業投資として捉え、取得原価で測定・認識することを前提とすると、段階取得か一括取得かにより、のれんの金額が異なるのは自明である。

2. IFRS 第3号修正案各論

(1) 持分証券の測定日 - 質問5

- 我々は、市場価格のある取得企業の株式が取得の対価として交付される場合、取得原価は主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価で測定することが妥当であると考えます。
- 結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合

の主要条件、特に交換比率の合意に至っているのが通常であり、合意内容が公表された後の株価変動には被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられる。

(2) 取得関連コスト - 質問 7

- 企業結合に関連して取得企業の負担するコストは被取得企業のために譲渡した対価の測定から除外されなければならないという提案に同意しない。
- 企業結合に関連するコストを取得原価に含める処理は、事業用資産を取得する場合に取得関連コストを取得原価に算入するのと同様であるので、取得と判定された企業結合に要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含めることを提案する。

(3) バーゲン・パーチェス及び過払い - 質問 11・12

- バーゲン・パーチェスと過払いは、双方とも等価交換が前提とされていないが、バーゲン・パーチェスの場合には、被取得企業の全体としての公正価値と譲渡対価の公正価値との差額を利得として会計処理する一方、過払いの場合の差額は信頼性をもって測定できないと結論付けている。この結論は、被取得企業の全体としての公正価値を測定することができるという全部のれん方式の前提を否定する結果になっている。

3. IAS 第 27 号修正案各論

(1) 仕組まれた取引を防止するための指針 - 質問 3

- 我々は、総論「(1) 親会社説」で述べたように、支配持分と非支配持分との取引を資本取引として会計処理することに同意しないが、支配持分と非支配持分との取引を資本取引として会計処理することを前提とした場合に、以下のような問題があると考えられる。
- 支配を喪失する結果となる 2 つ以上の仕組まれた取引が単一取引として会計処理されるとしても、仕組まれた一連の取引の途中で決算期が到来する場合には、企業の意図した利益の最大化・損失の最小化が達成される可能性があり、取引を仕組んだ企業の意図を防止することはできない。
- 支配を獲得する時点で非支配持分投資が公正価値で再測定されるため、支配を獲得する結果となる 2 つ以上の仕組まれた取引についても、1 つの取引として会計処理することを提案する必要がある。

・IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」修正案及び IAS 第 19 号「従業員給付」修正案に対するコメント案

1. IAS 第 37 号に対するコメント

(1) 質問2 - 偶発債務 及び 質問9 - リストラクチャリング引当金

- 本公開草案は負債が「無条件債務」からのみ生じるとの考え方を示しているが、本公開草案に規定されている非金融負債の認識要件に関する指針がどのように用いられるのか、用意されている設例は必ずしも十分に理解の助けとなっていない。

(a) 設例 2 について

- 提示された事例では、病院側が手術ミスをしたことを自覚しており、かつ提訴され過失責任を負う可能性が高いケースが示されているが、例えば患者の死亡原因が過失といえるミスかどうか微妙かつ、提訴され過失責任を負う可能性が必ずしも高くない場合などの判断も明確にすべきと考える。
- 病院側で患者の死亡が手術ミスによるものでないと考えている場合でも、訴訟を起こされる可能性がゼロでなければ、患者の死亡（手術の実施）が債務の認識のトリガーとなる過去の事象となるのか、患者が死亡する確率の高い難しい手術を引き受けた場合には、患者が死亡した際には実際に手術ミスがあったか否かにかかわらず、医療訴訟に持ち込まれることも可能性もあるが、手術の引き受けそのものが、債務認識のトリガーになるのか明確にすべきと考える。

(b) 設例 3B と設例 11A の関係

- 設例 3B（法的規制がない国での土壌汚染の回復）と設例 11A（リストラクチャリング引当金）においては、ともに法的拘束力が特段問題とならないケースでの、公表ベースの企業の施策に関する事例が取り上げられているが、その違いは、前者には公表した施策を、過去に企業が遵守したという経緯がある点のみで、法的には前者においても企業の裁量の余地が残されているものの、負債の認識の結果に違いが生じている。
- 解雇給付の認識要件の規定では、実際に従業員に通知をした時点で負債を認識することとしているが、解雇計画に関し従業員に通知をしていない場合であっても、過去において公表されたリストラ計画が変更された実績がないケースや通知をしなくともリストラ計画の履行について疑いがなく、従業員が合理的に解雇を期待する場合には、非金融負債の認識要件に関する指針に従えば、負債を認識すべきという解釈も考えられる。
- 基準内の論理の一貫性という見地からも、非金融負債の認識要件に関する指針と、リストラクチャリング費用に関する認識規準との関係を明確する必要があるものと考えられる。

(2) 質問2 - 偶発債務

- 公開草案では、信頼可能な測定ができない場合を「極めて稀な例外」ととらえ、多くの指針を与えていないが、類似した事例の乏しい訴訟の場合などでは、信頼可能な測定ができない場合が多いものと想定される。
- 信頼可能な測定ができない」状況には、現行基準の蓋然性の認識規準を満たさない場合が多いと考えるが、これらについては、従来どおり「偶発債務」と定義し、オフバランスの開示項目として取扱うことが適当であるものとする。

(3) 質問5 - 蓋然性の認識規準

- 経済的便益を有する資源が企業から流出する蓋然性の高さは、事象の発生頻度（サンプル数）によって大きく左右される。製品保証のように大きな母集団がある場合は、負債として認識することで問題はないが、訴訟事件のように単発あるいは複数であってもそれぞれ毎に性質・内容の異なる事象の場合について、従前であれば蓋然性の規準により認識されていなかった部分まで含めて新たに負債を認識することには、問題があるのではないかと考えられる。
- 発生頻度が少ない事象については、ある程度発生の確率が高い場合に限って負債を認識する方法は、関係者のコスト負担の観点からも有用であったと考えられる。

(4) 質問6 - 測定

- 本公開草案では、期待キャッシュ・フロー法による測定が、あらゆる場合において最も発生が見込まれる結果に基づく測定よりも優れているとしているが、どちらが財務諸表の利用者によって有用性があるのかは、場合によって異なるものとする。
- 発生の可能性が比較的高いケースにおいては、むしろ最も発生が見込まれる結果に基づく測定のほうが優れているものとも考えられる。
- 本公開草案は、非金融負債の会計処理基準を包括的に定めたものとなっている。非金融負債の多くは、金融投資ではなく、事業投資に関連して発生すると考えられるが、本公開草案で定められた非金融負債の測定に関して、取得価額を原則とする多くの事業資産の評価方法とは整合していない。したがって、
 - 非金融負債の測定は、市場価格を原則とするのではなく、負債を決済するための将来のキャッシュ・アウトフローの見積りを基礎とする
 - 将来キャッシュ・アウトフローの割引に際し用いる割引率は、当初認識時の割引率で固定することが、適当であるものとする。

以上